

日本玩具協会会員

ST マーク使用許諾契約企業 各位

平成 30 年 4 月 19 日、(独) 国民生活センターから「強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生」との報道発表があり、これを受けて、同日に、経済産業省から当協会に対し「強い磁性を有するマグネットボールの誤飲事故に関する注意喚起等」の要請がありました。(本資料 2 ページ目より)

要請内容は、下記のとおりです。

(1) 子ども向け玩具としての製造・販売自粛

ST 基準を満たさないマグネットボールは、子ども向け玩具として製造・販売を自粛すること。

(ST 基準では、子供が誤飲する可能性のあるサイズの磁石は、磁束指数が $50 (\text{kG})^2 \cdot \text{mm}^2$ ($0.5\text{T}^2\text{mm}^2$) 未満のものでなければならぬとされています。)

(2) 対象年齢の表示、小さな子どもの誤飲に注意する旨の警告表示

マグネットボールの販売サイトや商品パッケージ等に、対象年齢を表示し、また、「誤飲の危険がありますので、お子様の手の届かない場所にてご使用、保管ください。」「磁石を飲み込まないように注意してください。万一、飲み込んだ場合は直ちに医師にご相談ください」などの警告を表示すること。

また、マグネットボールによる事故等の情報があれば、経済産業省に報告をお願い致します。(経産省の連絡先・担当は、添付の経産省の要請書に記載されています。)

以上、宜しくお願い致します。

(参考) 独立行政法人国民生活センター報道発表資料 (平成 30 年 4 月 19 日)

強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生—幼児の消化管に穴があき、開腹手術により摘出

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180419_1.pdf

一般社団法人日本玩具協会

平成 30 年 4 月 19 日

一般社団法人日本玩具協会

経済産業省 製造産業局生活製品課
産業保安グループ製品安全課

強い磁性を有するマグネットボールの誤飲事故に関する注意喚起等について（要請）

平素より、経済産業行政にご理解及びご協力を賜り誠にありがとうございます。

インターネット通販サイト等で出品・取引が確認されている、強い磁性を有するマグネットボールについて、幼児が複数個誤飲し、手術により摘出したという事故が平成 29 年 12 月以降、発生しております。

本商品は、「パズル」や「知育玩具」などとして販売されている球体等の磁石で、1 個の大きさが直径 3mm 又は 5mm 程度と小さいものを 200 個程度の集合体として販売している事例が確認されております。また、本商品の中には、対象年齢や警告表示などが無いものもあり、保護者が子ども用玩具として認識し、十分な注意を払わずに子どもに与えた場合、特に乳幼児においては、その行動特性から磁石を誤飲するおそれもあります。

つきましては、こうした製品による事故の防止に向け、貴協会会員企業に対し、下記について周知徹底をお願い致します。

- ・ 子ども向け玩具としての製造・販売自粛
- ・ 対象年齢の表示
- ・ 小さな子どもの誤飲に注意する旨の警告表示

（参考）独立行政法人国民生活センター報道発表資料（平成 30 年 4 月 19 日）

強力な磁石のマグネットボールで誤飲事故が発生－幼児の消化管に穴があき、開腹手術により摘出－
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180419_1.html

また、協会及び会員企業の皆様におかれましては、マグネットボールによる事故等の情報があれば、経済産業省担当者宛てに御報告いただきますよう御願いたします。

(担当者連絡先)

製造産業局生活製品課

担当者：大滝、花澤

電 話：03-3501-1705

F A X：03-3501-0316

産業保安グループ製品安全課

担当者：小町、小山

電 話：03-3501-4707

F A X：03-3501-6201